

質 疑 回 答 書

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

各 位

東金市外三市町清掃組合管理者

件名：新ごみ処理施設建設に係る設計・施工監理業務委託

番号	質 疑 内 容	回 答
1	配置技術者の業務実績に関して、会社実績に求められているような時期及び規模等の要件は無いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	「対象工事の工程表の変更による人員の増減についての契約金額の変更は、特段の事由がある場合を除いて行わないものとする。」とありますが、建設工期の延伸に伴う契約金額の変更はお認めいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	工事着手時期等の変更によるものではなく、現地での工事期間の延伸を理由に工期が延伸された場合には、業務委託料について必要と認められる変更を行います。
3	関係機関等への申請書等作成補助及び協議の出席に関して、「関係機関等との協議終了後には記録簿を作成し、組合に提出すること。」とありますが、当該協議に設計施工事業者が出席している場合、当該議事録は設計施工事業者が作成するものとし、監理者はこの内容を確認し審査するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	仕様書 5 頁 8 配置技術者の勤務条件について、「原則として日曜日、国民の祝日」との記載の後に「原則週休 2 日制」と記載がございます。土曜日の扱いについてご教示ください。勤務者の週休 2 日を確保するため、土曜日を作業日とした場合、2 人交代制の常駐監理を検討する必要があります。	原則、毎週土曜日及び日曜日を休日とし、週休 2 日を確保するものとしてください。

5	仕様書 5 頁 8 配置技術者の勤務条件について、「工事工程表の変更による人員の増減についての契約金額の変更は、特段の理由がある場合を除いて行わないものとする。」と記載がございます。工事工程が延長となった場合には、定例会議等の工数が追加となります。この場合の金額の増減も行わないとの認識でお間違いないでしょうか。変更となるケースを参考までにご教授いただけますと幸甚です。	番号 2 を参照してください。
6	仕様書 5 頁 8 配置技術者の勤務条件について、常駐建築技術者は土木建築工事着工から現地工事完了までの期間にわたり配置と記載がございますが、敷地造成等の土木工事期間中は、仕様書 5 頁に定める常駐建築技術者ではなく、土木技術者の常駐に代えさせていただくことを、契約後に協議させていただくことは可能でしょうか。	不可とします。
7	本業務の会議等の出席は、基本的に対面を考えていますが、必要に応じてオンラインでの出席等をお認めいただけるでしょうか。	定例会議については、やむを得ない理由がある場合を除き、原則対面での参加とします。なお、定例会議は総括責任者を含め受注者全体で配置技術者 3 名以上の出席を想定しています。分科会や組合との打合せについては、その会議内容等により判断するものとし、オンラインでの出席も可とします。
8	入札説明書 10 頁 支払方法に定める「完了後一括払い」と仕様書第 1 章 20 頁に定める委託料の支払い（～出来高に応じて契約書に定める各年度の支払い限度額の範囲において委託料を支払うものとする）は、仕様書の記載が正しいという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書を修正します。